

令和 5 年度山梨県地域脱炭素ステップアップ講座（第3回）

地域脱炭素施策検討ワークショップ

地域脱炭素ステップアップ講座支援事務局

これまでの開催状況のふりかえりと、本日の進め方（P.2～）

1. 【講義】事務事業編の取組意義（P.5～）
2. 【ワーク】事務事業編の取組ワークショップ°（P.19～）
3. 【講義】補助金や支援制度の紹介（P.34～）

これまでの開催状況のふりかえりと、本日の進め方

地域脱炭素ステップアップ講座 開催目的と全体構成

■ 地域脱炭素ステップアップ講座の目的

- 第1回～第3回の講座を通じて、**地域課題を解決し、地域の魅力と質の向上に資する地域脱炭素実現に向けた事業について、具体的に検討を進めていただく。**（事業スキームや事業実施に向けた庁内・庁外との体制の構築等）
- 講座で体験したプロセスを踏まえ、**地域脱炭素実現に向けた事業について今後継続して検討・実施いただくため**、地域としてどのように脱炭素を実現していくのかについて公的に示す「**地方公共団体実行計画**」策定の重要性やその流れについて認知していただく。

年間スケジュール

回次	第1回	第2回	～	第3回
概要	① 地域脱炭素実現の背景や必要性 ② 温暖化対策実行計画の策定 ③ 地域課題解決×脱炭素の取組を行う意義	① 自地域の課題理解 ② 脱炭素の現状の把握 ③ 脱炭素に向けた取り組みの検討	① 第2回検討事業の実現に向けた詳細な検討（各市町村） ② 県・事務局は伴走して支援（自治体の事例や民間事業者によるサービスの紹介等）	① 事務事業編の取組意義や影響について改めご理解いただく。 ② 事務事業編の取組プロセスの体験及び削減インパクト、地域への影響を考慮した施策の検討を行う。
対象	市町環境部局の温暖化対策業務の担当者 等	- 市町環境部局の温暖化対策業務の担当者 - 市町村のその他の関連部局の担当者 等	—	- 市町環境部局の温暖化対策業務の担当者 - 市町環境部局の幹部職員等
時期	8月7日	9月28日	10月～12月	1月30日

第3回 ワークショップの流れ

■ 第3回 ワークショップの目的

- 第3回の講座では、ワークショップ形式の講座を通じて、**自らの地域で地域脱炭素を実現する具体的な取組(特に今回は事務事業編)**について検討を進めていただきます。
- 特に今回は「**事務事業編の取組にあたってのインプット**」と「**自地域の事務事業編の事業づくりプロセス体験**」がメインとなります。

本日のワーク（約170分）

内容	1. はじめに	2. 事務事業編の取組ワークショップ	3. まとめ
概要	事務事業編の取組意義	① 自己紹介 ② 排出量削減に向けた事務事業編の内容整理 ③ 不足する項目での施策検討 ④ 取り組みたい事業スキームの検討	グループからの発表 補助金や支援制度の紹介
使用資料	・ なし（本書）	・ ワークシート ・ 事例集	・ なし（本書）
所要時間	・ 20分	・ 110分	・ 40分

1. 事務事業編の取組意義

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の概要

令和3年6月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」における改正内容を赤字で記載。

1. 法目的・基本理念

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

→法目的に加え、新たに2050年カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策の「基本理念」規定を追加。

2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- 地球温暖化対策計画の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- 地球温暖化対策推進本部の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

3. 温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策

政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編
国・自治体自らの事務・事業の排出量の削減計画
- 区域施策編
都道府県・中核市等以上の市も、自然的社会的条件に応じた区域内の排出抑制等の施策の計画策定義務
→区域施策編に、施策目標を追加。また、地域脱炭素化促進事業に関する方針も追加し、これに適合する事業の認定制度を新設。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、排出量を自ら算出し国に報告することを義務付け、国が集計・公表
- 事業者単位での報告
→電子システムでの報告の原則化・事業所等の情報についても開示請求の手段なく公表。

地球温暖化防止活動推進センター等

- 全国地球温暖化防止活動推進センター（環境大臣指定）
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
- 地域地球温暖化防止活動推進センター（県知事等指定）
- 地球温暖化防止活動推進員を県知事等が委嘱
→地域地球温暖化防止活動推進センターの事務に、事業者向け啓発・広報活動を明記。

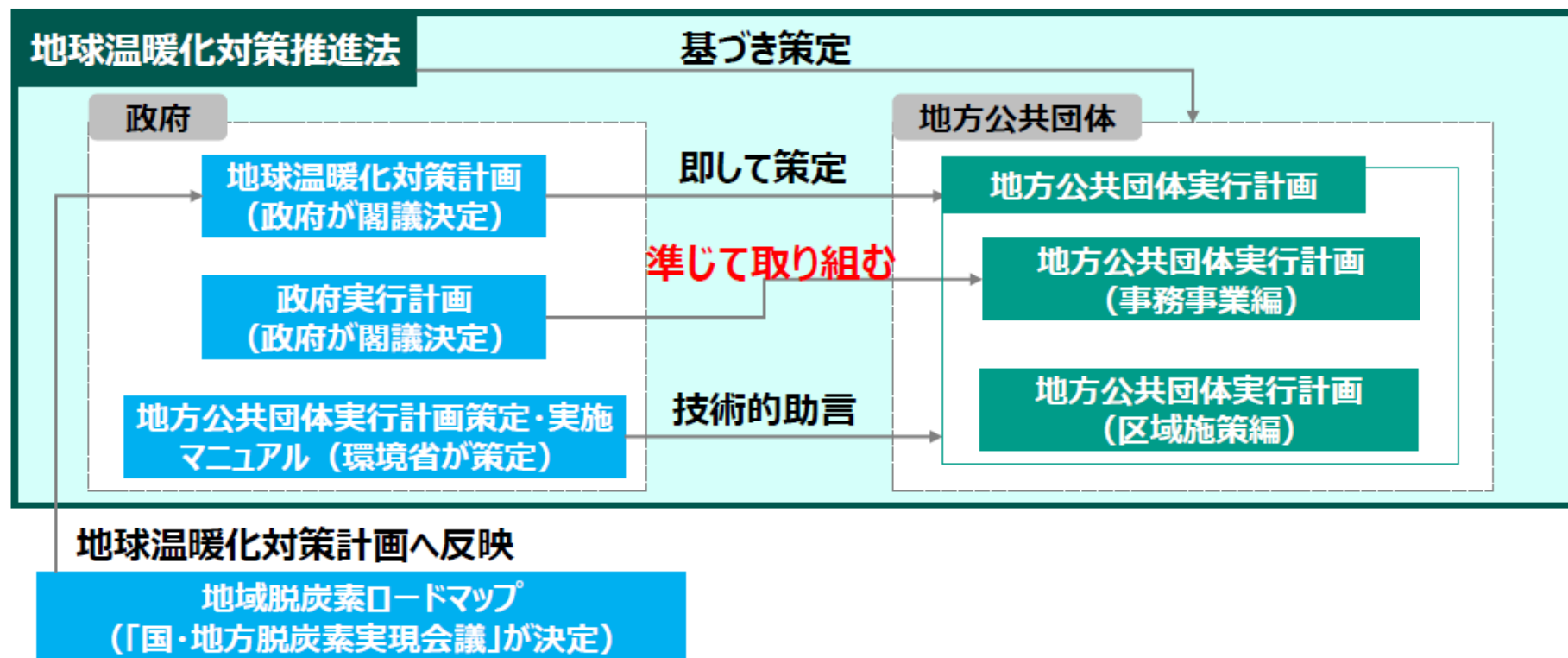
排出抑制等指針等

- 事業活動に伴う排出抑制（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
- 日常生活における排出抑制（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）
これら排出抑制の有効な実施の指針を国が公表
（産業・業務・廃棄物・日常生活部門を策定済み）

森林等による吸収作用の保全等

地方公共団体実行計画と関連する法令・計画等の関係

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画は、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定している。



地方公共団体実行計画(事務事業編)への記載内容①

対象範囲

公共施設における再エネ・省エネ設備導入や公用車の電動化など、自らの事務及び事業の全てが対象

削減目標

■地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされているため、2030年度の削減目標について、各地方公共団体においては、原則として
政府実行計画の目標（2013年度比50%削減）を踏まえた目標設定を行うことが望ましい。

地方公共団体	区分	温室効果ガス排出量の目標値
山梨県	都道府県	2013年度比で2030年度までに 58% 削減
甲府市	中核市	2013年度比で2030年度までに 46% 削減

地方公共団体実行計画(事務事業編)への記載内容②

実施措置

国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率直的な取組を実施する。(下記「政府実行計画」での実行すべき措置について定める計画)

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画(温対法第20条)
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**(2013年度比)に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物
(敷地含む)の**約50%以上に
太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック
(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車:電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体の
LED照明の導入割合を2030
年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調
達する電力の**60%以上を
再生可能エネルギー電力**とする。

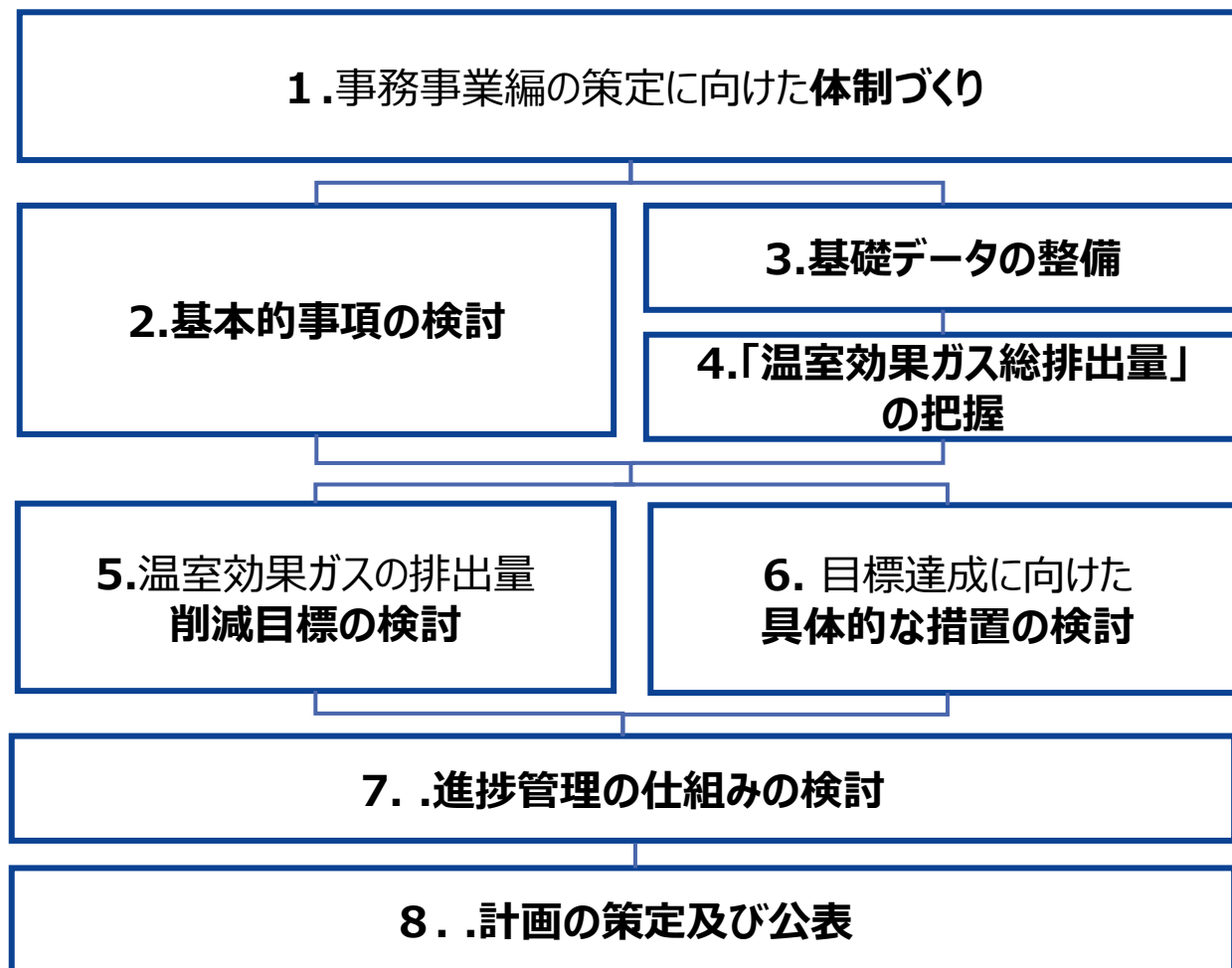
廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

事務事業編の取組手順



計画策定にあたっての支援サイト・補助ツールのご紹介

- 環境省では、地方公共団体が「地方公共団体実行計画」の策定・実施等に際して有益な情報を提供する「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を開設。
- 支援サイトでは国の技術的助言である地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル、地方公共団体の取組事例や自治体排出量カルテ等の各種ツール類等を発信。

The screenshot shows the homepage of the Ministry of the Environment's support site. At the top, there is a navigation bar with the Ministry of the Environment logo and text, followed by buttons for '本文へ' (To Main Text), '音声読み上げ・文字拡大' (Text-to-Speech/Text Enlargement), 'お問合せ' (Contact Us), 'サイトマップ' (Site Map), and a Google search bar. Below this is a horizontal menu with links: 'ホーム' (Home), '概要・法的根拠' (Overview/Legal Basis), '策定・取組状況' (Formulation/Implementation Status), '取組事例' (Implementation Examples), '策定・実施マニュアル・ツール類' (Formulation/Implementation Manual/Tools), '各種お知らせ' (Various Notices), 'よくある質問' (Frequently Asked Questions), '補助金情報' (Subsidy Information), '支援システム (LAPSS)' (Support System (LAPSS)), and '関連サイト' (Related Sites).

The main content area features a large green banner with the text '地方公共団体実行計画 策定・実施支援サイト' (Local Public Entity Execution Plan Formulation and Implementation Support Site). Below the banner, there is a circular callout box with the text '初めてのの方はコチラ' (For first-time users, click here), 'おすすめコンテンツナビ' (Recommended Content Navigation), and 'あなたのニーズにあったコンテンツを紹介します。' (We will introduce content that meets your needs.).

To the right of the banner, there is a '更新情報' (Update Information) section with the link '過去分はこちら' (Past versions are here). It lists three updates:

- 2022年3月2日: LAPSS新規利用団体募集についてを更新しました。(Updated information regarding LAPSS new user recruitment.)
- 2022年1月31日: 関連サイトを更新しました。(Updated related sites.)
- 2021年12月22日: よくある質問（事務事業編）を更新しました。(Updated frequently asked questions (Administrative Affairs Edition).)

Below the list, there are two more links: 'よくある質問（区域施策編）を更新しました。' (Updated frequently asked questions (Regional Policy Edition).) and 'LAPSS勉強会で出た質疑応答のまとめ' (Summary of Q&A from the LAPSS study session).

At the bottom of the page, there is a breadcrumb trail: 'ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 総合環境政策 > 地域循環共生圏 > 地方公共団体実行計画'.

出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

計画策定にあたっての支援サイト・補助ツールのご紹介

事務事業編のひな型

事務事業編を策定したことのない小規模な市町村向けに、簡素な事務事業編の在り方を例示するものです。

温室効果ガス排出量 算定支援システム

総排出量の算定・管理の支援等を目的としたシステムで、
『地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム
「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」』のことを言います。

実行計画の策定・運用に係る事務負担の軽減や、排出量算定精度の向上が見込まれます。
また、実行計画のPDCAサイクル高度化に向けた、各団体のニーズに合った情報提供も行っています。

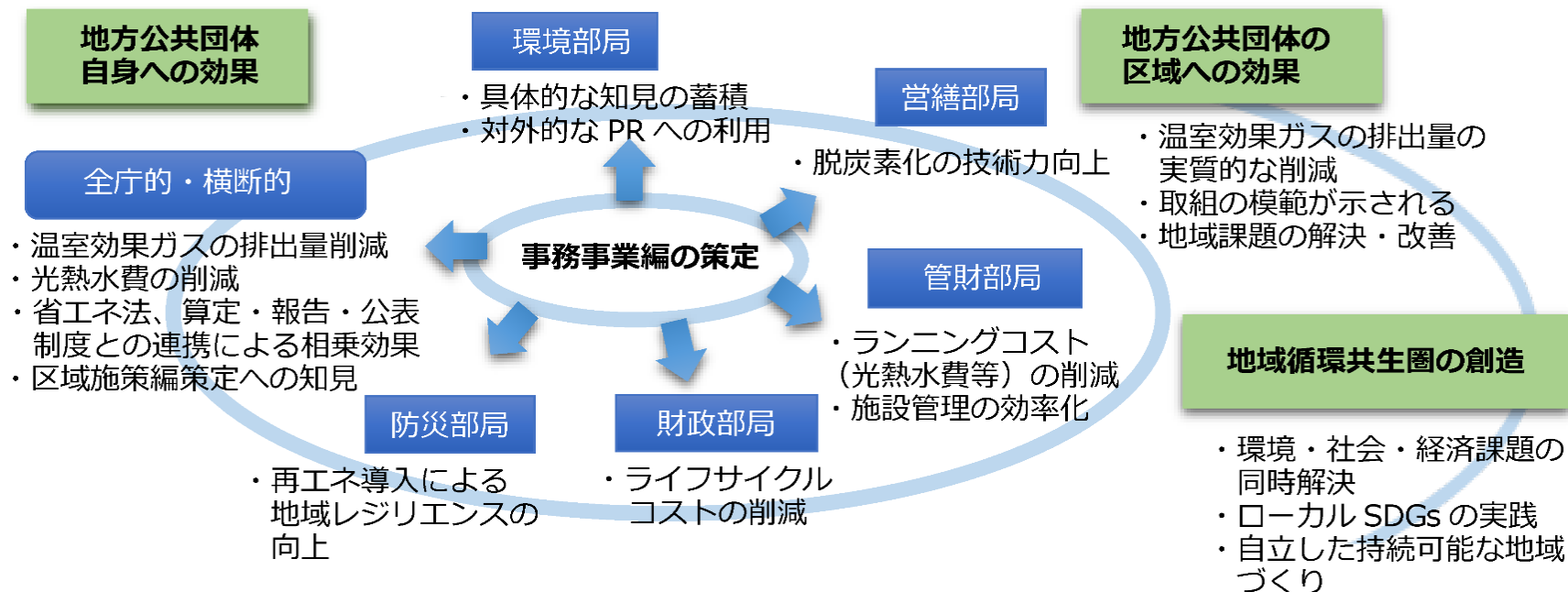
太陽光発電設置可能性 簡易判定ツール

再エネ・省エネ措置 かんたん検討ツール

➡全て環境省HP（「策定・実施マニュアル・ツール類 | 事務事業編」）よりご利用いただけます。

事務事業編策定・実施に取り組むことで得られる効果

取り組むことで得られる効果



事務事業編策定による効果の波及イメージ
(出典：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）p.8 図1-2)

自治体による計画作成例

神奈川県厚木市

政府実行計画に基づいた事務事業編の計画策定を実施

ア エネルギー起源の CO₂

エネルギー起源の CO₂ は、国の政府実行計画は 50% の削減としていますが、厚木市カーボンニュートラルロードマップにおける「業務その他部門」の目標値、2030（令和 12）年度に 57% 削減（2013（平成 25）年度比）を施設における削減目標とします。

なお、車両については、「運輸部門」の目標値、2030（令和 12）年度に 46% 削減（2013（平成 25）年度比）を削減目標とします。

（１）再生可能エネルギーの導入

2030 年度までの目標：公共施設の 50% 以上に太陽光発電を導入

個々の施設の運用状況を考慮し、設置すべきと判断した公共施設の 50% 以上に太陽光発電の導入を目標とします。

導入に当たっては、「9 公共施設再生可能エネルギー導入ガイドライン」に基づき実施することとします。

（２）LED 化の推進

2030 年度までの目標：公共施設の 100% を LED 化

政府のエネルギー基本計画等に基づき、高効率次世代照明（LED 照明、有機 EL 照明）を 2030 年までにストックで 100% 普及させるという目標に基づき、国内主要メーカーは、蛍光灯器具の生産を既に終了しており、蛍光灯の生産終了も相次いでお

（３）建物の ZEB 化

2030 年度までの目標：公共施設の新築物件の 100% を ZEB 化

規模の大きな公共施設は、建設後に大規模な省エネ改修を行うことが非常に困難になるため、新築時に省エネ性能を高める必要があります。

そのため、公共施設の新築に当たっては、広義の ZEB 化を基本とし、従来施設より 50% 以上の省エネを実現する ZEB Ready 以上を新築物件の標準とすることを目標とします。

（４）使用エネルギーの選択

2030 年度までの目標：公共施設における購入電力量の 70% 以上を再生可能エネルギー

エネルギー起源 CO₂ 排出量削減目標達成のためには、再生可能エネルギー由来の電力を選択して購入し、2030（令和 12）年度に購入している電力量の 70% 以上を再生可能エネルギーとする必要があります。

また、現在ガスや油を燃料としている機器について電化を進めることにより、再生可能エネルギー由来の電力購入の効果を高めます。

（５）電動車導入の推進

2030 年度までの目標：公用車の 100% を電動化

出典：厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/material/files/group/34/jimujigyoku202303.pdf>

自治体による計画作成例

神奈川県厚木市

神奈川県厚木市：カーボンニュートラルあつぎ実現計画



事業計画の特徴

- ・ **公共施設への太陽光発電設備・蓄電池導入**を行い、災害レジリエンス強化を早期に達成するために、**短期間に整備することができるPPAを活用**するとともに、**省エネを図るためにLED化**を行う
- ・ 公共施設への太陽光発電設備・蓄電池導入効果を積極的に情報発信し、かつ、市民への**太陽光発電設備・蓄電池導入補助**を行うことにより、導入促進を図る
- ・ 厚木市カーボンニュートラル推進ネットワークや厚木市カーボンニュートラルプラットフォームを活用し、**市内企業等の意見を取り入れながら同時に情報提供を行うことで、企業の脱炭素経営の意識を高める**ことにも努める

事業計画の概要

取組	規模
小中学校への自家消費型太陽光発電設備の導入	・ 28件 ・ 1,934kW
小中学校への蓄電池の導入	・ 28件 ・ 1,590kWh
公民館等への自家消費型太陽光発電設備の導入	・ 52件 ・ 634kW
公民館等への蓄電池の導入	・ 52件 ・ 510kWh
太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	・ 400件 ・ 2,000kW
蓄電池の個人向け間接補助事業	・ 160件 ・ 1,120kWh
道路補修事務所への調光型LEDの導入	・ 1件
小中学校へのLEDの導入	・ 34件
公民館等へのLEDの導入	・ 52件
行政系施設へのLEDの導入	・ 23件
ZEHの個人向け間接補助事業	・ 36件

事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	総事業費	交付金額	計画期間
4,568kW	3,947 t-CO2	28億円	15億円	令和4年度 ～ 令和8年度

取組のイメージ



自治体による計画作成例

愛知県岡崎市

政府実行計画に基づいた事務事業編の計画策定を実施

温室効果ガスの削減目標は、地球温暖化対策実行計画の2030年度（令和12年度）における削減目標となっている業務その他部門（※1）51%減、非エネルギー部門（※2）15%減を参考とします。そのため、業務その他部門に分類される廃棄物の焼却を除く温室効果

1 取組に関する重点目標

(1) 太陽光発電の最大限の導入（再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組）

2030年度（令和12年度）には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

(2) 新築建築物のZEB化（建築物の建築・管理等に当たっての取組）

今後予定する新築事業については、国土交通省が定めた「官庁施設の環境保全性基準（令和4年改定）」に準じて、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度（令和12年度）までに新築建築物の平均でZEB Ready相当になることを目指します。

また、公共施設のZEB化について検討するための仕組みを構築するなどして、推進に努めます。

(3) 電動車の導入（財やサービスの購入・使用に当たっての取組）

本市の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・既存の車の更新については電動車とし、2030年度（令和12年度）までに電動車の導入率を30%以上とすることを目指します。

イ LED照明の導入等

（ア） 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行います。本市全体のLED照明のストックでの導入割合を、政府実行計画に準じて、2030年度（令和12年度）までに100%とします。

ウ 再生可能エネルギー電力調達の推進

（ア） 2030年度（令和12年度）までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とします。

（イ） 電力調達に際しては、㈱岡崎さくら電力との契約を原則とし、電力需給契約締結前に㈱岡崎さくら電力と協議することとします。

出典:岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
第5期（令和3年度～7年度）本編
https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1564/1621/p022608_d/fil/zimuzigyoku.pdf

自治体による計画作成例

愛知県岡崎市

(6) 電動車の導入(EV)

愛知県
岡崎市

事業の概要

市の75台の公用車を令和6年度にEVに更新する。併せて、75台の充電設備を導入する。EVはカーシェアリングにより導入し、令和7年度からカーシェアリングサービスを開始することで、脱炭素と車両の有効活用等を図る。

事業のポイント

- 1 本庁舎を拠点とする公用車を地域再エネを活用したEVに令和6年度に更新
- 2 カーシェアにより導入することで、公用車として使用しない休日は市民や観光客、周辺事業者等に貸し出して活用
- 3 EVの導入と併せて、充電設備を導入し、EVの充電インフラ整備に繋げる

事業実施期間: R6年度
総事業費 1.9億円

本庁舎へのEV導入



休日はカーシェアとして市内の観光等に利用

事業の効果

- 年間で90tの二酸化炭素排出量削減に寄与する。
- 脱炭素先行地域エリア内で行われるイベントでもEVを車載型蓄電池として使用し、イベントの脱炭素化とEV車両の稼働率向上による経費削減や経済循環が期待できる。

参考：政府実行計画 詳細

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、各府省庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

政府実行計画内に具体的な措置の内容についても記載があるため計画の参考にいただけます。

第四 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

政府が保有する建築物及び土地について、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

地方支分部局も含め政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、PPAモデル²の活用も検討する。

ア 政府が新築する庁舎等の建築物における整備

政府が新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 政府が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

政府が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

参照：政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画
<https://www.env.go.jp/content/900449122.pdf>

2. 事務事業編の取組ワークショップ^o



有福 英幸

株式会社フューチャーセッションズ
代表取締役社長

大手広告会社にて、企業のブランディングやデジタルコミュニケーションに従事。デジタルクリエイティブの新しい表現に挑戦し、CannesやOneShowなど国内外の広告賞を多数受賞。またサステナブルな社会を目指すwebマガジンを発刊、編集長として運営を手掛ける。メディアの知見を活かし、より社会的なインパクトを創出すべく、2012年にフューチャーセッションズ設立。2019年7月より代表に就任。

関心領域は、エネルギー、食。

つくりたい未来：

次世代が今よりもよくなる可能性を感じられる社会

**ワークの時間が終了したら、
ファシリテーターが手をあげます。**

**それに気付いた人は、手をあげて、
話をそこでやめてください。**

**全員が手をあげて、会場全体が静かになるまで、
手をあげていてください。**

自己紹介

■ ワークを始める前に

- 自己紹介をして、今回のワークを共に行うチームメンバーの理解をしましょう。
- 一人 1 ～ 2 分程度で下記内容について自己紹介しましょう。

自己紹介の内容

1 自治体名・所属名・氏名

2 会に参加しての今の気持ち

3 今回の講座で期待していること

ワーク：事務事業編の取組ワークショップ

■ ワークの流れの説明

ワーク①

- 自自治体の
事務事業編の取組の整理を政府実行計画に基づき実施。
グループ内でそれぞれの現状の取り組み内容をシェア

ワーク②

- ワーク①で不足していた項目について
庁内で関連する部署の洗い出しや進め方を検討。
グループ内でシェア

ワーク③

- **事例集を参考に、自自治体で取り組みたい施策を検討。**
グループ内でシェア

ワーク④

- **取り組みたい事務事業編施策の連携体制、および地域への影響の検証。**
- グループ内で代表者1名から発表いただきます

講義

- 国の脱炭素事業支援メニューの紹介

【注意事項】本ワークで使用する資料について

【注意事項】

本ワークでは、以下2点の資料を活用いたします。

- ・ワークシート1～3
- ・事務事業編 事例集

※使用するワーク時に配布いたします。

※これらの資料は運営にて印刷し、各テーブルごとに配布を行っております。

※筆記用具は各自ご持参いただいたものをご利用ください。

第3回 | ワーク1 排出量削減に向けた事務事業編の内容整理 (20分)

1. 【ソロワーク】ワークシートのカテゴリごとに、自地域で現在取り組んでいるもしくは取り組み予定の事務事業編の施策と課題を記入してみましょう。
2. 【グループワーク】 グループ内で「シート記載の内容」と「取り組む上での課題点」を共有しましょう。
3. グループ内での意見交換

【ワークシート】

現在取り組んでいるor取組予定の事務事業編施策と課題をカテゴリごとに書き出す。

現在取り組んでいるor次年度以降で取組予定の事務事業編施策

太陽光発電の導入

建築物における省エネ対策

電動車の導入

LED照明の導入

再生可能エネルギー電力調達

第3回 | ワーク2 今後取り組む必要がある項目についての検討(20分)

1. 【ソロワーク】ワーク1をもとに、今後取り組む必要がある項目の進め方を検討しましょう。
2. 【グループワーク】ワークシートに書き出した進め方と、課題に感じていること等をグループで共有しましょう。
3. グループ内での意見交換

【ワークシート】

- ① ワーク1のシートをもとに「現時点では自自治体で施策がない項目」「施策はあるが数値計画がない項目」をそれぞれ1つずつ書き出す。
- ② ①で記載した項目の施策を進めていく、もしくは数値計画を策定するにあたり、庁内で関連する部署や、数値・ノウハウ等の尋ね先を書き出す。
- ③ 施策を推進する上で想定される課題を書き出す。

取り組み推進の検討

施策のない項目

施策はあるが数値計画がない項目

関連する部署

ノウハウ不足の際の尋ね先（庁内外問わず）

施策を推進する上で想定される課題

休憩 （10分間）

第3回 | ワーク3 事務事業編の事例集の参照(20分)

1. 【ソロワーク】お手元の事務事業編の事例集を参照し、
「自自治体で取り組みたい施策」をシートに記載してみましょう。
2. 【グループワーク】 グループ内でシート記載内容と記載した理由を共有。

【ワークシート】

シート上に事務事業編の事例集を参照し、「自自治体で取り組みたい」施策について、施設名等も含めて具体的に書き出す。

例

参考にしたい施策
・LED照明の体育館への敷設
・公用車の電動化

自自治体で実施する場合の施策（具体的に）
・自治会館へのLED照明の敷設 （次年度以降で改修計画があるため）
・公用車の電動化+充電ポートの設置事業 （市内ガソリンスタンドの担い手確保）

取り組みたい事業の検討

参考にしたい施策

自自治体で実施する場合の施策（具体的に）

第3回 | ワーク4 自地域で取り組みたい事業スキームの検討(30分)

1. 【ソロワーク】ワーク3で出た「取り組みたい施策」と連携が必要な部署を付箋に書き出しましょう。
2. 【ソロワーク】地域への波及効果も同時に付箋に書き出しましょう。
3. 【グループワーク】 グループ内で検討した施策に関して共有。

【ワークシート】

- ①ピンクの付箋に連携が必要な部署を書き出す。
- ②ブルーの付箋に地域への波及効果を書き出す。

連携が必要な部署

地域への波及効果

発表

(各グループで代表者1名ずつ)
～自自治体での今後の取組案について発表～

補助金や支援制度の紹介

第3回 | 講演：補助金や支援制度の紹介

- ・環境省や各種省庁で実施をしている支援制度の参照の仕方をご案内いたします。
- ・自治体の独自予算のみでの実現が難しい事業などでぜひ参考にしてください。

脱炭素地域づくり支援サイト

地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みを取りまとめたサイトになります。



各省庁横断での
支援メニューをカテゴリごとに
参照することが可能です。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/#facility>

第3回 | 講演：補助金や支援制度の紹介

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			特定地域脱炭素移行 加速化交付金
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) (2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体と なって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電 設備を設置する事業) ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場 等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修 時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等におい て省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用 車を活用したカーシェアリング事業) ※2再エネとセットでEV等を導入する場合に限る [①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る 要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。]	民間裨益型自営線マイクログ リッド事業 官民連携により民間事業者 が裨益する自営線マイクログ リッドを構築する地域 (特定 地域)において、自営線に接 続する温室効果ガス排出削減 効果の高い主要な脱炭素製 品・技術 (再エネ・省エネ・ 蓄エネ) 等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全 国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4、②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



屋根置き自家消費型
太陽光発電



木質バイオマスの
エネルギー利用



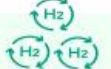
家畜排せつ物の
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギーマネジメ
ントシステム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の
ZEB/ZEH



省エネ設備の
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ



自営線
マイクログリッド

第3回 | 講演：補助金や支援制度の紹介

実行計画策定支援

実行計画策定にあたっての各種マニュアルや事例集などが網羅されています。
(PPAの手引きや再エネ・省エネ措置検討ツールなどの各種ツール類も取り揃えております。)

The screenshot shows the homepage of the Ministry of the Environment's support site for local public bodies. The header includes the Ministry of the Environment logo and navigation links like '本文へ', '音声読み上げ・文字拡大', 'お問合せ', and 'サイトマップ'. A search bar is also present. The main navigation bar lists categories: 'ホーム', '概要・法的根拠', '策定・取組状況', '取組事例', '策定・実施マニュアル・ツール類', '各種お知らせ', 'よくある質問', '補助金情報', '支援システム (LAPSS)', and '関連サイト'. The main content area features a large banner with the title '地方公共団体実行計画 策定・実施支援サイト'. Below the banner, there is a circular callout for '初めてのの方はコチラ' (For first-time users) and a 'おすすめコンテンツナビ' (Recommended Content Navigation) section. On the right, a '更新情報' (Update Information) box lists recent updates, including '2022年3月2日' (March 2, 2022) regarding LAPSS new regular utilization group recruitment, '2022年1月31日' (January 31, 2022) regarding related site updates, and '2021年12月22日' (December 22, 2021) regarding FAQ updates for LAPSS. The footer contains a breadcrumb trail: 'ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 総合環境政策 > 地域循環共生圏 > 地方公共団体実行計画'.

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 総合環境政策 > 地域循環共生圏 > 地方公共団体実行計画 >

第3回 | 講演：補助金や支援制度の紹介

脱炭素化推進の事業債

	脱炭素化推進事業債	公営企業債 (脱炭素化推進事業)	過疎対策事業債	防災・減災・国土強靱化緊急 対策事業債
起債充当率	90%	・地方負担額の1/2※に公営企業債（脱炭素化推進事業）を充当（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）※電動バス等の導入については増高経費	100%	100%
交付税措置	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入
対象事業	- 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための以下の事業【単独】 (ア)再生可能エネルギーの導入^{注1} (イ)公共施設等のZEB化^{注2、3} (ウ)省エネルギー改修^{注4} (エ)LED照明の導入 (オ)電動車等の導入（EV、FCV、PHEV）	- 脱炭素化推進事業債と同様の事業のほか、公営企業に特有の以下の事業 ・小水力発電（水道事業・工業用水道事業）【単独】 ・バイオガス発電、リン回収施設等（下水道事業）【単独・補助】 ・電動バス等の導入（EV、FCV、PHEV）（交通事業（バス事業））【単独】	過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 ・太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{注1} ・過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入【単独・補助】	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業^{注5、6}